会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和2年12月23日

# 奄美市農業委員会

第12回定例総会議事録

署名委員 野﨑 清志

署名委員 岸田 国広

# 奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和2年12月23日(水) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 市役所 5 階 会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	岸田 国広	9	
2	中棚昭三十	10	泉智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5		13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝德	16	野﨑 清志

#### 4. 欠席委員

南 和利

栄 和正

5. 議事に参与した者

 事務局長
 用稲
 工巳
 事務局次長
 池
 秀平

 住用分室長
 竹山
 和幸
 笠利分室長
 竹田
 勇人

## 6. 報告事項

1月定例会について

## 7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第75号 非農地の認定についての決定について

(4) その他

# 議長 (吉 会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。 これから、令和2年第12回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、16番 野﨑 委員と1番 岸田 委員のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第72号から75号までの4件を予 定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

#### 日程第3

議案第72号農地法第3条の規定による許可申請、No.40からNo.46の 7件について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

#### 事務局

#### (用稲局長)

NO. 40 は、譲渡人が所有する 1 筆で土地、470 ㎡を売買による所有権移転となります。取得後はタンカン園として利用する予定で面積拡大の目的であると考えられます。

NO. 4 1 は、譲渡人が所有する 2 筆で 5 3 8 ㎡の土地を売買での有権移転となります。取得後は、タンカン他ポンカン等を栽培するという計画であります。面積拡大の目的であると考えられます。

NO. 4 2 については、譲渡人が所有する 1 筆で 7 4 2 ㎡の土地を売買による所有権移転となります。取得地にはパッションフルーツを栽培する予定で面積拡大の目的であると考えられます。

NO. 43になります。譲渡人が所有する2筆で2240㎡の土地になります。売買での所有権移転となり、取得地には果樹類を栽培する計画で、面積拡大の目的であると考えられます。

NO. 4 4 になります。譲渡人が所有する1筆で313㎡の土地になります。売買での所有権移転となり、取得地には野菜及び果樹類を栽培する計画で、面積拡大の目的であると考えられます。

NO. 45は譲渡人が所有する3筆で3331㎡の土地になります。

売買による所有権移転となり、取得地にはパッションフルーツ、かぼちゃを栽培する計画で、新規農家となります。営農計画書も添付されております。

NO. 46は、譲渡人が所有する4筆で4003㎡の土地になります。 親子間による贈与による所有権移転となり、取得地にはサトウキビを栽培する計画で、新規農家となります。営農計画書も添付されております。 以上7件です。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、 許可要件のすべて満たしていると考えます。

#### 議長

## (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

#### 事務局

#### (用稲事務局長)

3条の規定による№.40について報告いたします。

11月17日に受け人に直接申請内容の確認をいたしました。

受け人の住所は竜郷ですが、知名瀬出身の方で仕事以外は畑に出向いてい

るという事でございます。耕作地への時間も40分程度という事で問題はないかと思います。また申請書の内容及び対価等についても間違いありませんという事でございました。以上です。

## 6番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請書、ナンバー40、12月20日午後1時 ごろ、渡し人の自宅のほうでお話を伺うことが出来ました。

渡し人は現在病気療養中で、農業は出来ないということで、受け人の方に売りますということです。

地番、面積、対価等も申請書どおり間違いないということです。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりあります。 次に土地のほうまで報告します。

7ページから8ページになりますように、12月22日に行きました。

集落から200メーター農道沿いに通った畑です。

この畑は受け人の母親が借りていて、カボチャを栽培していた畑で、受け人の畑の隣の畑となっています。畑の中は少し草が生えている程度でした。以上です。

## 議長 (吉会長)

それではナンバー41それでは譲渡人からお願いします。

#### 6番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請書ナンバー41、12月20日午後12時30分頃、受け人の自宅に行きましたが、受け人が住用の畑でポンカンの収穫をしていますということで、会えないので12月21日午後12時30分ごろ、電話でのお話を伺いました。

受け人は今現在、紬組合に勤めており、休みの間に住用の畑に行っています。 若い頃から母親の畑の手伝いなどをしており、年間110日程度畑に行っていま すということです。

今回の取得の理由としては、受け人の畑に近いことや、渡し人のほうが買って ほしいということで、規模拡大を含めた農地を購入するということです。

地番、面積、対価等も申請書どおり間違いないということです。

第2項第1号、第2項第2号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。以上です。

#### 4番 (榮委員)

農地法第3条により、ナンバー41、売買の案件について調査報告をいたします。12月21日の月曜日、午後12時過ぎ、譲渡人の自宅訪問し本人お話を伺いました。

申請書に記載された農地の地番、面積、売買の対価など記載内容に相違ないことを確認いたしております。

農地の件につきまして同日、午後1時、現地確認を行いました。2筆合計538㎡。現状はポンカンの果樹が20本ほど植栽、イノシシの防護柵等も設置され、草刈り等も行われたような状況でございました。以上です。

なお、農地法の第3条の調査につきましては、第2項第1号、同項第4号、同項7号、につきましては別紙の通りのとおりでありますので、御報告いたします。 以上です。

# 7番 (前山委員)

ナンバー42、譲受人について御報告いたします。

12月21日ですね、1時ごろ電話でお願いいたしました。

本人は以前、住用の山間の方に住んで山間にも畑はありますが、申請地近くにも借入地がありますが、電話して3回目の電話でつながりまして、話を伺いました。申請書とおり間違いないという事でございますが、現地は私も見ていませんが、地図を見てパッションハウスが建てられるのか確認しましたら、隣の2筆を借る予定をしているという事でございました。以上です。

#### 事務局 (竹山住用分室長)

農地法第3条規定による許可申請、ナンバー42について報告いたします。 譲渡人に12月17日、木曜日、10時13分に電話いたしました。

譲渡人は、現在鹿児島に居住しており、受け人とは面識もなかったのですが、 受け人からこの農地を貸してくれないという申出があったところ、譲渡人から売 買の申出を行ったということで、合意に至ったということであります。

譲渡人は、現在、体調崩をしており、奄美に戻る意思もなく、他に農地を欲しい方がおられたら、譲りたいと考えていたそうです。申請地の所在、面積、及び金額等に間違いがないという確認が取れました。皆様の御審議よろしくお願いします。

#### 4番 (榮委員)

ナンバー42の農地の確認調査報告等を行います。

12月21日の月曜日、午後2時過ぎ、現地確認を行いました。

当該農地の現状は、雑木が茂り耕作放置化した状態でありましたが、良好な耕作地へともっていくには、重機等を活用した抜本的な作業等が必要かと思われます。 なお、農地法第3条の調査につきましては、第2項、第1号と第4号と、第7号につきましては別紙のとおりでありますので御報告いたします。以上です。

# 7番 (前山委員)

農地法ナンバー43の譲受人、譲渡人、土地について報告します。

12月20日日曜日、午後3時30分ごろ、譲受人のお宅を訪問いたしまして、申請内容の確認を行い申請書に間違いがないことを確認しました。その後、土地については場所がはっきりわからないものですから、譲受人の軽トラックで向かいました。

申請地は、若干のミカン類が何本か植えてありました。

ちょうど風のあたる北側が完全な山になっておりまして、風が当たらず、土もいい土であると思いました。

現地を見て回りまして、そのあと譲渡人のお宅に午後3時ごろ訪問して、内容の確認をしました。以前から譲受人に譲りたいとお願いしており、申請内容に間違いありません、よろしくお願いしますという事でございました。

農地法第3条の調査につきましては、第2項、第1号と第4号と、第7号につきましては別紙のとおりでありますので御報告いたします。

# 14番 (濱手委員)

14番の濱手です。

農地法第3条の規定による許可申請書ナンバー44の受け人、渡し人、土地についての調査報告を行います。12月19日午後2時に譲渡人宅へ伺い、その足で売買される畑へ行き、そこでいろいろ話を聞くことが出来ました。

この書類を作成した、司法書士事務所の担当の方も立会い譲渡人、受け人、に 確認しました。それぞれ書面上は間違いないことを確認しました。

この土地は譲受人の自宅のすぐそばで牧草が生えていました。

草刈り機で草刈りをし、耕運機で耕すとすぐ畑にできると思います。

既に受け人は自宅の東側に10アールほどの畑で、野菜が植え付けられていて 相当成長していました。収穫もできるような思いがします。

出来栄えを見ると、その畑を十分に生かしていると思います。

第2項第1号、第2項第4号、第2項7号については、別紙のとおりであります。

## 10番 (泉委員)

10番泉です。

農地法第3条の規定による許可申請のナンバー45の受け人についての調査報告をいたします。12月19日8時40分に、電話で連絡し、昼の16時40分に、私の家のほうに、本人が来られて話しを伺いました。

この申請書の対価、面積等は間違いないとのことでした。

来年の6月に、研修が終了しますので、それまでソルゴー等を植えて、研修終 了後。かぼちゃ等を栽培したいとの事でした。以上です。

#### 12番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請書ナンバー45、12月21日午後12時30分ごろ、渡し人の自宅のほうで聞き取り調査をしました。

渡し人は、今現在病院へ入院中ということで、奥様にお話を聞くことができました。

畑を受け人に売りますということで、地番、面積、対価等も申請書どおり間違いないということです。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。以上です。

## 3番 (肥後委員)

3条の規定による許可申請、ナンバー45の土地について調査報告します。

12月20日、14時から現地を調査、確認をいたしました。

場所は、奄美空港の山手側で49ページ、道路の右側が奄美空港になりまして、 左側が山手で道路沿いにあり、土地改良の済んだ優良農地です。

現在は、今期収穫されるサトウキビが栽培されておりました。

現在耕作されている方は、この申請を知っておられるか気になりましたので、 夜に電話でお尋ねしたところ、申請人の渡し人から電話があったということで、 サトウキビの収穫後引き渡すとのことでした。特に問題はないと考えております。

## 1 4 番 | (濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請書ナンバー46の渡し人、受け人についての調査報告を行います。 12月19日午前10時に直接譲渡人、譲受人と話を聞くことが出来ました。

同じ番地内に譲渡人と譲受人の住まいが建っており、室内通路で行き来ができるようになっていました。譲受人の自宅で渡し人の同席の上、話を聞きました。 これは親子の間の贈与です。ただ、母親が高齢のため農作業が出来ないとのこと で、長男の譲渡人へ贈与することとなったということです。

本人が経営している仕事は、仕事の段取りさえすれば現在の従業員で十分に仕事を進めていけるとの事で、受け人はこれから農業へ力を入れていきたいという事です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。皆様方の御審議方よろしくお願いします。

## 3番 (肥後委員)

私からは、和野の土地について報告をいたします。

12月21日、14時より現地を確認いたしました。

あの場所はですね、資料にもありますが、昔の田んぼ跡地のようです。田んぼ 跡地であれていますが、機械を入れると、何とか使えるのではないかと思います。 現状そういったことです。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。

## 10番 (泉委員)

それでは、土地について調査報告します。18日9時に現地確認しました。 シリバサマ、これは、草刈りなどしたら耕作できそうな状況です。

1か所は牧草が栽培されきれいな状態です。以上です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。

## 15番 (土浜委員)

ナンバー46の土地について、12月19日午後2時ごろ、現地確認をいたしました。

申請地は現在、草が少し生えた状態で何も栽培はされていませんでした。

受け人がこれから、サトウキビか、面積が余りにも小さいので、何か植えると 思います。以上です。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりありますので報告します。

# 議長 (吉会長)

それでは、これから本件に対する質疑に入ります。

初めにナンバー40から質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

それではナンバー41。

# 12番 (寺師委員)

12ページの農作業歴が記入されていませんが、農業経験はありますか。

# 6番 (西委員)

農業経験は先ほど発表したように、自分も、気になって聞いたのですけど、母親の畑で、若い頃から農業はしていると、仕事の合間にお手伝いをしてもう何十年となっていますということです。

# 7番 (前山委員)

ナンバー41の譲受人はもう定年されたのですか。

#### 6番 (西委員)

定年されて、今は紬組合で仕事をされているという事です。

## 議長 (吉会長)

ナンバー42、43、44について、ありませんか

(「なし」の声あり)

それではナンバー45、46、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんね。

質疑がないようですからこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成です。

よって、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請、ナンバー40からナンバー46の7件については審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは、議長交代して、進めたいと思います。

栄委員お願いします。

## 議長 (榮会長代理)

それでは早速議事の進行に入らせていただきます。

議案第72号、農地法第3条の規定によります許可申請ナンバー47について を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。

## 事務局 (用稲局長)

それでは67ページをお開きください。ナンバー47になります。

譲渡人が所有する一筆576㎡の土地になります。

売買での所有権移転となり、取得地にはタンカンを栽培する計画で、面積拡大の目的であると考えられます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第1項の各号該当しないため、許可 要件のすべてを満たしています。以上です。

#### 議長 (榮会長代理)

それでは本案に対する担当調査員による意見調査意見の報告をお願いいたします。 順次、譲受人、譲渡人及び土地の順で報告をお願いいたします。

## 11番 (中山委員)

12月18日9時に譲受人の事務所で直接話しを聞くことができました。 これまで義父が農業をしていたが、最近、認知症が進み農作業が出来なくなって きておりこれから義父の後継者として農業をしたいとの事であります。

トラクター等の農機具等も揃っており現在は休日に畑の草刈りに出かけているとの事であります。

今回の申請地には、タンカンの記載があることを正したら、具体的にはこれからだと話していました。地籍、対価についても確認したところ間違いないとの事でありました。

続いてNo.47の譲渡人について調査報告します。

12月18日午後2時30分譲渡人宅を訪問して直接話を聞くことができました。地番、面積、対価について確認したところ間違いないとの事でありました。

## 13番 (吉委員)

土地について調査報告いたします。 12月20日午後4時半頃に現地を調査 してまいりました。

72ページ、73ページをお開きください。県道の右にあたります。

73ページに書いてありますように、この土地に行くには、二つの畑を通らなければ行けない状況の場所であります。

そこはその後、草が生えておりましたが、草刈りをしたら、十分に農業ができる状態であります。

この地帯はそれぞれの区域ごとに、ソテツが防風林として植えられております。右側は野菜類であれば、作れるのではないかと考えております。

第2号第1号、第2項、第4号、第2項、第7号については別紙のとおりであります。御審議のほどよろしくお願いします。

## 議長 (榮会長代理)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。

質疑等ございましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請ナンバー47については、審議の結果これを承認することと決定いたしました。

続いて4条の案件になりますが、5条に会長案件がありますので順番を入替えて、先に5条の審議を行います。

引き続き私が議事を進行したいと思いますのでよろしくお願いいたします。前後しますがお願いいたします。

議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請、ナンバー40についてを 議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。

# 事務局 (用稲局長)

それでは、85ページをお開きください。

ナンバー40について、渡し人が2名おられます。

面積は382㎡です。受け人が一般住宅を建設したいということで、売買による所有権移転でございます。申請地は、笠利支所から北北東に約5キロに位置しております。

住宅等が連たんしている区域に近接し500m以内に2以上の教育施設が存在していますので、農地区分は第3種農地と判断されます。

## 議長 (榮会長代理)

それでは本案に対する担当調査員によります。

調査意見の報告をお願いいたします。

順次お願いいたします。

#### 事務局 (竹田笠利分室長)

第5条の規定による許可申請ナンバー40の受け人に、12月22日、火曜日、 13時5分に電話にて申請内容の確認を行いました。

本人は現在鹿福岡県に在住で賃貸のアパートを利用しており、来年の3月に退職して帰省するとのことで今回の申請に至ったようです。

申請の内容につきましても、転用の目的や地番、面積、土地の取得金額等には 間違いないとのことで確認されましたので、委員の皆様の御審議よろしくお願い いたします。

続きまして渡し人のほうの笠利支所分を報告いたします。

第5条の規定による許可申請ナンバー40の渡人に、12月22日火曜日13時30分に、笠利総合支所地域総務課及び笠利建設課にて申請内容の確認を行いました。

土地の所在、面積、売買金額等に確認が取れました。以上皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

#### 1 1 番 | (吉委員)

渡し人についてもう1件ありますので、御報告いたします。

渡し人は、現在入院されていまして、話が聞けなかったのですが、12月20 日、夕方の5時頃、電話をいたしまして、娘さんに話を聞きました。

5条申請の内容についてお伺いしましたら、間違いないということでしたので 報告をいたします。

それでは、土地について報告します。

89ページをご覧ください。集落の中に位置していまして、現在はサトウキビが植えられていまして株だし3回目になります。この場所に住宅をつくりたいということらしいです。

そういうことで、集落の中でありますので、5条申請については仕方がないものと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

## 議長 (榮会長代理)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。

質疑等ございましたらお願いいたします。

## 3番 (肥後委員)。

聞き逃したかもしれませんが、奄美市の財産が入っているという事ですか。

#### 13番 (吉委員)

地籍調査をしたら、昔の里道があって89ページ見ていただけたらわかりますが、ここに記した分が奄美市分です。

#### 3番 (肥後委員)

はい、わかりました。

#### 議長 (榮会長代理)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

はい、結構です。全員賛成であります。

よって議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請ナンバー40については、審議の結果これを承認することと決定いたしました。

議長を交代します。

## 議長 (吉会長)

残り少ないですので休憩なしで 進めたいと思います。

それでは、議案第74号農地法第5条の規定による許可申請ナンバー41号について議題といたします。事務局に議案の朗読の説明をお願いします。

# 事務局 (用稲局長)

94ページをお開き下さい。

NO. 41につきましては、渡し人の所有する土地390㎡に受人が用具置き場、駐車場として利用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は支所から西に約5kmに位置し、喜瀬集落内にある土地で周りを住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

よろしくお願いします。

#### 議長 (吉会長)

それでは、担当調査員からの調査報告を求めます。

## 11番 (中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.41について調査報告をします。

12月19日10時15分譲受人に電話をしましたら、出張中であり電話にての確認となりました、申請地の390㎡の面積に対して対価が適正な価格であるか確認しましたら、譲渡人との間でそのように契約をしたとの事でありました。また申請地の隣の宅地については関わりのないことでありました。以上委員の皆さんのご審議お願いいたします。

## 事務局 (竹田笠利分室長)

第5条の規定による許可申請、ナンバー41の渡し人に12月22日火曜日1 4時10分に電話にて、申請内容を確認しました。 土地の所在、面積、売買金額等に間違いないという事で確認が取れました。 先ほど言いましたように、売買金額についても本人の口から聞いていますので、 間違いないと思います。

以上です、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

## 8番 (前田委員)

ナンバー41の所有権移転、売買の土地について調査しましたので報告します。

12月20日午前10時に土地奄美市、笠利町390㎡で、今も説明がありましたが99ページを見てもらいたいと思います。土地の現状は周辺の雑木を切り倒し焼却処分中であります。

畑の中央部は雑草が生えている状態です。

ただ100ページと101ページで分かるように、筆界未定地となっておりますのでこの件について相手の境界側の方に伺いましたら、30年前地籍調査時に標示されたが相手の承認なく筆界未定地となったとの話でありました。

そのまま売買が認められたら、譲受人と標示の印も残っているので円満に話し合って、筆界未定地を解消していきたいとのことでありました。

委員の皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

## 議長 (吉会長)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。

質疑等ございましたらお願いいたします。

#### 7番 (前山委員)

今、筆界未定地であるという事でしたけれども、面積が390㎡という事です けどもどういうことですか。境界が確定してないという事ですけど。

#### 事務局 | (竹田笠利分室長)

筆界未定地という事ですが地籍調査が完了していないという事になりますから、地籍調査前の数字がそのまま残っているという状態です。

#### 8番 (前田委員)

101ページを見ていただきたいのですが、小道と大きな道との境界あたりですね、ここが筆界未定地のようでピンが打ってありました。前の390㎡が生きておりますので、解決したらそれなりの面積が確保できるのではないかと思いま

す。

# 4番 (榮委員)

筆界未定地の隣の土地の所有者は隣の土地が売買に掛かっていることをご存じなのでしょうか。

# 8番 (前田委員)

知っておりました。

#### 議長 (吉会長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請、ナンバー41については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題 といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

# 事務局 (用稲局長)

それでは、76ページをお開きください。ナンバー4になります。

申請人の所有する土地746㎡を駐車場として使用するための申請でございます。

申請地は笠利総合支所から西に約2キロに位置しております。

周囲を山と池、住宅に囲まれ、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

よろしくお願いします。

## 議長 (吉会長)

はい。それでは、調査員からの報告を求めます。

## 2番 (中棚委員)

議案第73号、農地法第4条の規定によるナンバー4の調査報告いたします。 12月20日午後4時に、電話にて、書類の確認をいたしました。

本人は駐車場にするのは間違いありませんという申請で、書類の内容に間違いありません。農業委員の皆さんの御審議をよろしくお願いしますということでした。以上で報告を終わります。

## 8番 (前田委員)

農地法第4条の規定による許可申請についてナンバー4の土地について調査しましたので報告いたします。

今、中棚委員がありましたが、午後4時10分に中棚委員と同伴で土地を調査いたしました。

奄美市笠利町の4、746㎡ですが、80ページに転用図があります。 83ページをあけてもらいたいと思います。中心のところ、401の4というのがございますが、ここの場所でございます。

下のほうがその申請者の民泊ですね、そういう施設になるわけです。

土地の現況ですが、周辺のこの土地は市道の改良工事中でございます。

後の、市道というのは、改良工事があったということで今、ガードレールの取付 け工事であり、この農地は一緒ですので、更地の状態であります。

申請者は、宿泊施設の駐車場として利用したいとの事でありますので、やむを 得ないと思いますので、委員の皆様の審議方をよろしくお願いいたします。 以上でございます。

## 議長 (吉会長)

これから本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第75号、非農地申請についてを議題といたします。 事務局に議案の朗読等説明を求めます。

# 事務局 (用稲局長)

議案第75号、非農地の認定について1件の申請が出ております。

107ページをお開き下さい。笠利町の和野の2筆で1489㎡の土地でございます。

申請地は長年耕作放棄され原野化しており、今後も使用しないという事から非農地としての申請です。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいた します。以上1件でございます。

## 議長 (吉会長)

はい。それでは、調査員からの報告を求めます。

#### 11番 (中山委員)

非農地No.10の申出人について調査報告します。

12月18日、15時に申請人宅を訪問して、直接話をすることが出来ました。申請の土地は親から贈与されたもので、両親が他界してからは耕作していないので、写真のような状態であり非農地に申請したとの事でありました。申請人は今後も耕作の予定はないとの事であります。

# 議長 (吉会長)

その土地について、肥後委員お願いします。

#### 3番 (肥後委員)

非農地の認定、ナンバー10の土地について調査報告をします。

12月20日、15時より現地を確認いたしました。現地は、県道の信号より150メートルぐらい、名瀬寄りにあります。109ページをごらんください。 県道に面しておりますが、間口が狭く、奥長の水田跡地のように見えますが、樹木が茂り中に入っていけず、道からの確認になりました。 農地として再生することは難しいと感じました。以上です。

# 議長 (吉会長)

それではこれから本件に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって議案第75号非農地申請についての審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年12月23日

奄美市農業委員会会長 吉 卓男

署名委員 署名委員 作 成 者 用稲 工巳